松前町若年出産世帯奨学金返還支援補助金について

えひめ人口減少対策交付金を活用し、愛媛県と連携して実施します。 奨学金等の返還費用を補助する制度です。

≪対象者≫ 令和5年4月1日以降に出生した児童(対象児童)の父及び母 全てに該当することが必要です

- いずれかが松前町に住民票がある
- 対象児童が出生した日における年齢が36歳未満である
- 補助金を交付する日において、いずれかが対象児童と現に同居 し、かつ、主としてその収入によって生計を維持して養育している
- 学校教育法による大学院の修士課程(これに相当するものを含む)、大学、専門職大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校に進学し、その入学時又は在学期間中に奨学金の貸与を受けたことがある
- 奨学金等を遅滞なく返還している
- 町税を滞納していない
- 生活保護を受けていない
- 暴力団又は暴力団員と関係がない
- 里帰り出産により町内に居住していない
- 他の自治体から同様の補助金の交付を受けていない

県·市町連携事業

令和6年度版



対象になります

ひとり親、未婚、婚姻の届出を していない事実上婚姻関係と 同様の事情にある者、特別養子 縁組をした者



≪対象となる奨学金等≫

独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金、愛媛県奨学資金及び母子及び 父子並びに寡婦福祉法の規定による貸付金のうち、対象児童の父又は母の就学のために貸与 された就学支度資金及び修学資金

≪補助対象経費≫

左欄に掲げる場合に応じそれぞれ右欄に掲げる期間に、補助対象者が返還した奨学金の額(返還期日の到来していない割賦金を繰り上げて返還した場合は、その額を含む。)

対象児童の出生の日の属する年度に	対象児童の母子健康手帳の交付日から対象児童の出生の
申請する場合	日の属する年度の3月31日まで
対象児童の出生の日の属する年度の	対象児童の母子健康手帳の交付日の属する年度の翌年度
翌年度に申請する場合	4月1日から対象児童が1歳に達する日まで

≪補助金の額≫

- 補助対象経費の実支出額の合計額
- 父母それぞれに、対象児童1人当たり20万円を上限
- 1,000 円未満の端数は切り捨て



≪交付申請の流れ≫



松前町 子育て世代包括支援センター係 はぐはぐの窓口に申請に必要な書類を提出



適当と認めたときは、 若年出産世帯奨学金返還支援補助金交付決定通知書で通知 ■ 不適当と認めたときは、書面で通知

適当と認めた場合は、申請者が指定する金融機関などの口座へ補助金を交付

≪申請に必要な書類等≫

- 若年出産世帯奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書
- 奨学金等の返還状況
- 奨学金等を返還したことを証する領収書等(返還した者の氏名、 返還年月日、返還額等が確認できるものに限る)の写し
- 申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し(預金通帳、領収書等の写し)
- 奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認できる ことができる書類の写し
 - 町税の納税状況確認同意書

母子手帳が 必要です



書類は、ホームページに掲載しています。

子育て支援課 子育て世代包括支援センター係 (はぐはぐ) の窓口にもあります。

≪ご注意ください≫

本事業の補助金は、一時所得として扱われるため、特別控除額(最高50万円)を超えた額については、 所得税が課税されますので、確定申告をする必要があります。税に関するご質問は、松山税務署(089 -941-9121)にご連絡ください。

振り込め詐欺や個人情報の搾取に気を付けてください。県・町や厚生労働省(の職員)などを装った不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(または警察相談専用窓口#9110)にご連絡ください。



問い合わせ先

≪住所≫ 松前町筒井710-1 松前町総合福祉センター2階

《住所》 松前町 子育て世代包括支援センター係(はぐはぐ)

《電話番号》 089-985-4189

《開所時間》 月~土曜日 8:30~17:15(日・祝日・年末年始は閉所)